

長崎県おもいやり駐車場制度 (旧:パーキング・パーミット制度)

申・問

福祉課 障害者福祉係

☎801-5827

県福祉保健課 地域福祉班

☎895-2416

障害をお持ちの方、要介護者、難病をお持ちの方、けがや妊娠などにより一時的に駐車場の使用に配慮が必要な方に対して、利用証を交付し、県に協力施設として登録した駐車場を利用することができる制度です。

●交付対象者

【利用証有効期間:1年以上】

障害区分		障害等級等	必要書類	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢機能障害		2級以上
		下肢機能障害		6級以上
		体幹機能障害		5級以上
		脳病変による運動機能障害		上肢機能
	移動機能			6級以上
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害		4級以上		
知的障害者		療育手帳の障害の程度が「A1」または「A2」	療育手帳	
精神障害者		1級	精神障害者保健福祉手帳	
要介護者		40歳以上で要介護1以上	介護保険被保険者証	
難病患者		特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者	特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証	

【利用証有効期限:1年未満】

対象者	対象条件	必要書類
けが人・病人等	車いす、杖など使用の方で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	診断書の写し(駐車場の利用に配慮が必要な理由および車いす、杖などの使用期間が記載されているもの)
妊産婦	母子健康手帳取得時から産後1年の方	母子健康手帳

●交付方法

福祉課窓口にて、交付申請書の記入をしていただきます。交付対象者であることの確認が必要となりますので、上記一覧表の該当する必要書類をご持参のうえ、窓口へお越しください。

※紛失、破損などによる再交付を希望される場合は、窓口にてお申し出ください。なお、破損などによる再交付の場合は現在ご利用の利用証をご持参ください。

